（指定数量の５分の１以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等）

第 30 条　指定数量の５分の１以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、前条に定めるもののほか、次条から第 30 条の８までに定める技術上の基準によらなければならない。

【解釈及び運用】

指定数量の５分の１以上指定数量未満の危険物（以下「少量危険物」という。）の貯蔵及び取扱いについて、貯蔵し、又は取り扱う場所（屋外又は屋内）、タンクの種類等の貯蔵、取扱形態に応じて、第３０条の２から第３０条の８までに規定する所定の措置を講じることを義務付けているものである。

１　指定数量以上の危険物は、法第１０条第１項（ただし書を除く。）の規定により、貯蔵所以外の場所でこれを貯蔵し、又は製造所、貯蔵所及び取扱所以外の場所でこれを取り扱ってはならない。

しかも、製造所、貯蔵所又は取扱所における危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準は、危険物政令において、詳細な規定が設けられており、この基準に従って危険物を貯蔵し、又は取り扱うことを義務付けている。このうち、貯蔵及び取扱いの技術上の基準については、危険物自体の性質に由来する規制であり、施設の大小（危険物の数量の多少）にあまり関係ないことから、その数量が指定数量未満の場合であっても、少なくとも指定数量の５分の１程度に達すれば、指定数量以上の場合とほぼ同様の基準によるのが適当であると考えられる。

このことから、少量危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準は、おおむね危険物政令第４章の基準に準じて規定されている。

これにより、指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所と、少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所における危険物の貯蔵及び取扱いの基準は、技術的内容においてさほど差異がないものとなっている。

２　少量危険物の貯蔵、取扱場所の範囲及び数量算定

少量危険物の貯蔵、取扱場所の範囲については、原則として建築物内で貯蔵（タンクを除く）のみの場合又は貯蔵、取り扱う場合は１棟ごとに、屋外で貯蔵（タンクを除く）のみの場合は敷地全体、また貯蔵、取り扱う場合は一連の工程をもって一の少量危険物貯蔵取扱所とする。また、危険物の取扱数量の算定は、当該場所における１日の貯蔵量又は取扱量のいずれか大なるものをもって行うものとする。

(1)　屋外で貯蔵（タンクを除く）のみをする場合

施設相互間が耐火構造の建築物又は塀等で防火上有効に隔てられている場合、又は防火上安全な距離を有する場合など、各施設が独立性を有していると認められる場合は、それぞれの施設ごととする。（図１、図２参照）

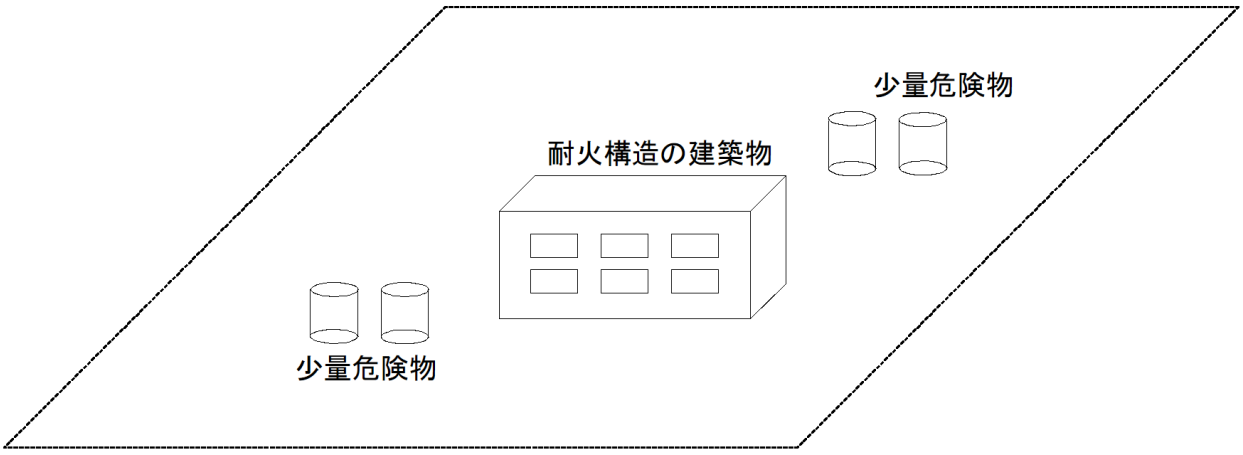

図１　耐火構造の建築物等により隔てられている場合

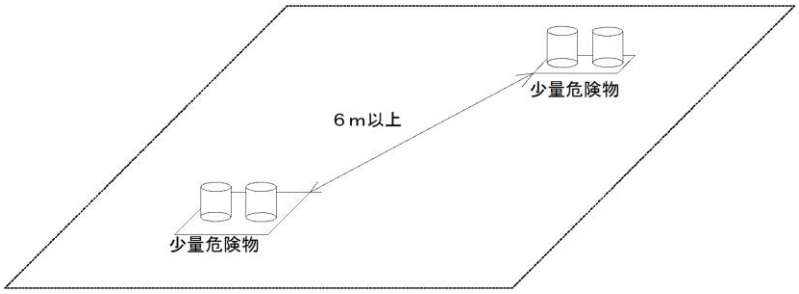

図２　防火上安全な距離を有している場合

(2)　屋内の場合

少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う設備又は場所が建築物内の他の危険物を貯蔵し、又は取り扱う設備又は場所と関連がなく、かつ、次の条件のいずれかに適合して建築物内に設置される場合には、当該設備又は場所を一の貯蔵、取扱場所として差し支えないものであること。

これにより、一の建築物内に複数の少量危険物取扱所が存する場合も考えられる。また、危険物政令第１９条第２項のボイラーや油圧装置に係る一般取扱所と同一の建築物内に設けられることもあり得る。

ア　壁、柱、床、はり及び屋根が不燃材料で造られた建築物において、床に固定された危険物を取り扱う設備（危険物を移送するための配管等を除く。）の周囲に幅３ｍ以上の空地（以下「屋内空地」という。）が保有されていること。ただし、当該設備から３ｍ未満となる建築物の壁（随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備（建築基準法施行令第１１２条に規定する特定防火設備のうち、防火戸であるものをいう。）が設けられている出入口以外の開口部を有しないものに限る。）及び柱が耐火構造である場合にあっては、当該設備から当該壁及び柱までの距離の幅の空地が保有されていること。この場合の屋内空地の減免は、当該壁等に面する部分に限られるものであること。

なお、屋内空地については、危険物政令第９条第１項第２号の保有空地と異なり、他の少量危険物取扱所と共有することは認められないものであること。

したがって、一の建築物内に隣接して少量危険物取扱所を設置する場合の相互間には、６ｍ以上の屋内空地が必要となる。

イ　危険物を貯蔵し、又は取り扱う部分が出入口以外の開口部を有しない不燃材料で造られた壁、床及び屋根（上階がある場合には、上階の床）で他の部分と区画されていること。区画を貫通する換気設備、蒸気排出設備、それらのダクト等は原則認めない。ただし、全方向が他用途部分であり、設置する場所がない場合は、防火ダンパーを設置して認めて差し支えない。

ウ　大学、研究所その他これらに類する施設内の実験室、病院及び大規模防火対象物等において危険物を貯蔵、取扱いするものは、不燃区画されたもの、又は建築基準法施行令第１１２条第１項及び第１１項の防火区画された場所であること。（図３参照）

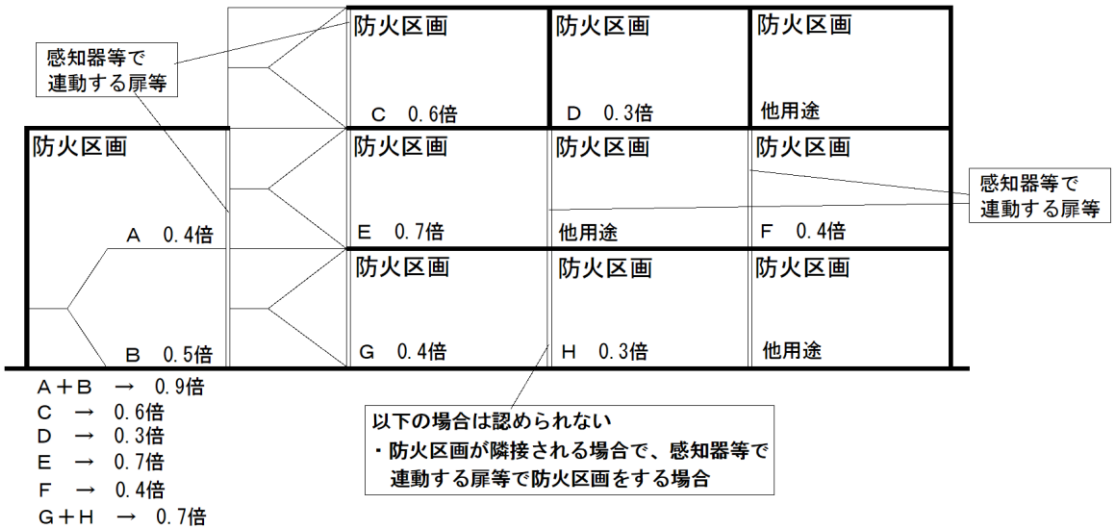

図３　大規模防火対象物等の場合

３　建築物内に設置する少量危険物（タンクを除く。）の貯蔵、取扱場所の具体的な範囲は、次のとおりである。

(1)　指定数量の５分の１未満の危険物（以下「微量危険物」という。）が複数存在する貯蔵、取扱場所 一連の貯蔵、取扱場所でなく、各設備がそれぞれ３ｍ以上の屋内空地を確保しているか、又は不燃材料で区画されていれば、少量危険物取扱所としなくても差し支えない。（図４、図５参照）

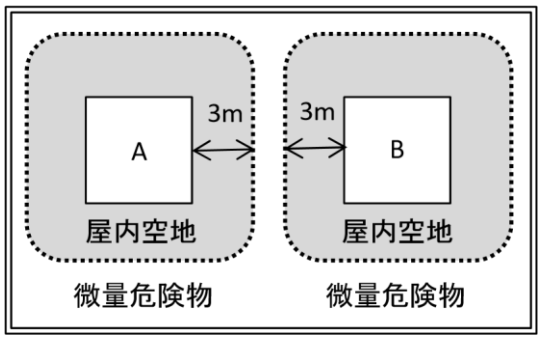

図４

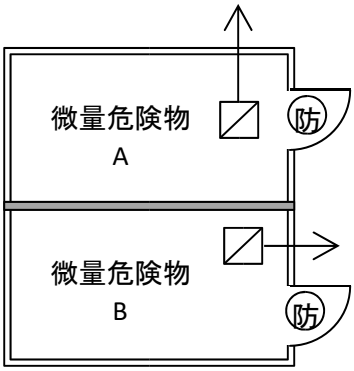

図５

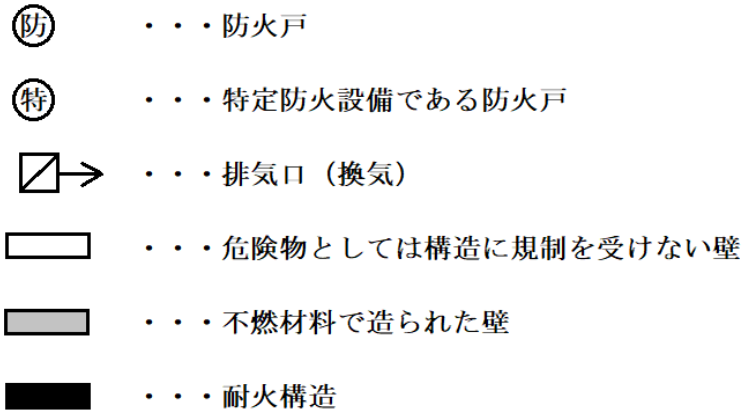

(2)　複数の少量危険物の貯蔵、取扱場所

一連の貯蔵、取扱場所でなく、各設備がそれぞれ３ｍ以上の屋内空地を確保しているか、又は出入口以外の開口部を有しない不燃材料で造られた床又は壁で区画されていれば、Ｃ及びＤそれぞれを一の少量危険物取扱所としても差し支えない。（図６、図７参照）

しかしながら、上記の取扱いの主旨は、一の建築物内に複数の少量危険物取扱所を設ける合理性のないものまでをも認めるものではない。したがって、一の許可施設として設置可能なものを、複数の少量危険物取扱所とすることは原則認められない。（図８参照）

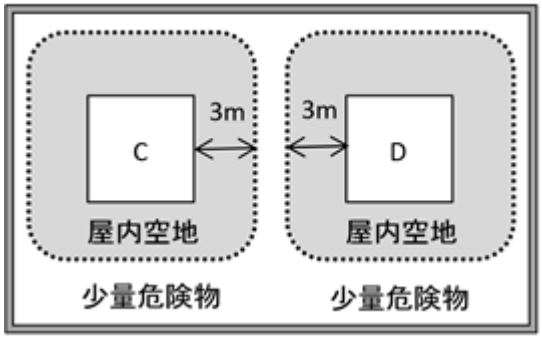

図６

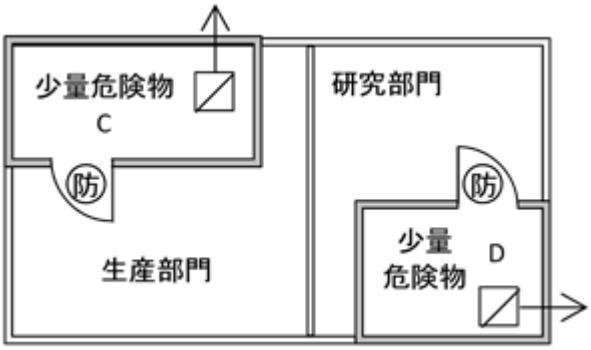

図７

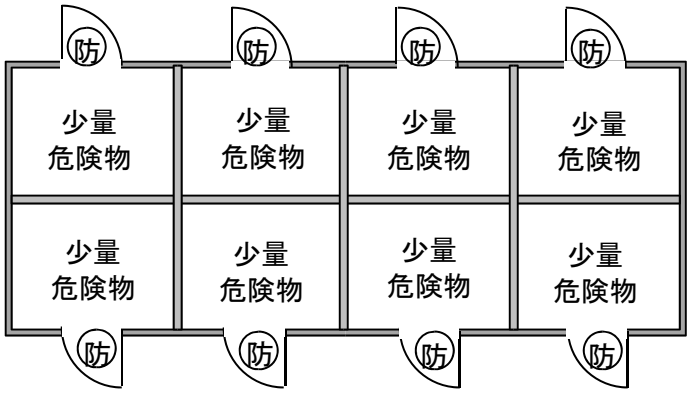

図８（認められない例）

(3)　少量危険物取扱所と一般取扱所

屋内空地の基準を適用する洗浄作業、焼き入れ、放電加工機、油圧装置、切削装置、燃料消費等の一般取扱所と一連の取扱場所でなく、各設備がそれぞれ３ｍ以上の屋内空地を確保していれば、Ｅを少量危険物取扱所、Ｆを一般取扱所としても差し支えない。（図９参照）

また、部分規制の屋内貯蔵所又は一般取扱所と一連の取扱場所でなく、出入口以外の開口部を有しない不燃材料で造られた床又は壁で区画されていればＥを少量危険物取扱所、Ｆを一般取扱所としても差し支えない。（図１０参照）

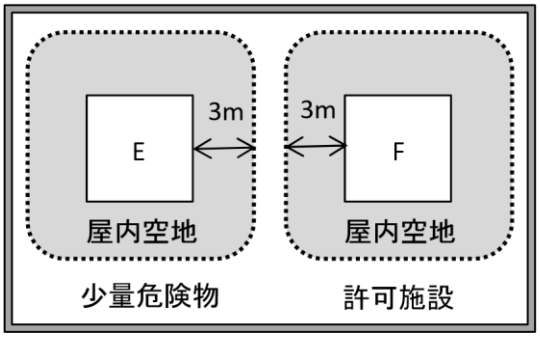

図９

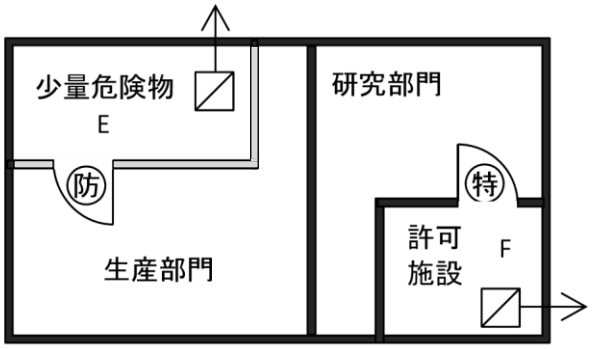

図１０

(4)　複数の設備を一つの少量危険物取扱所とする場合

複数の設備（Ｇ、Ｈ）の合計危険物取扱量が指定数量の５分の１以上指定数量未満で､かつ、当該設備の周囲に３ｍ以上の屋内空地を確保する場合、ＧとＨを合わせて一つの少量危険物取扱所とし、ＧとＨの間の空地はなくても差し支えない。（図１１参照）

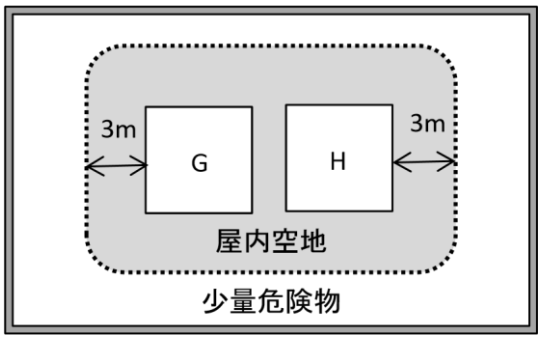

図１１

(5)　リチウムイオン蓄電池を貯蔵又は取り扱う場合

第４類の危険物を電解液として収納するリチウムイオン蓄電池の貯蔵及び取扱いは、一定の安全対策が講じられ発火危険性が低減されている蓄電池に限り、次のとおり取り扱う。（平成２３年１２月２７日付消防危第３０３号「リチウムイオン蓄電池の貯蔵及び取扱いに係る運用について」）

ア　対象となるリチウムイオン蓄電池

（ア）　電気用品安全法第８条第１項に基づく電気用品の技術上の基準を定める省令別表第９に規定する技術基準に適合している蓄電池。

（イ）　国際海事機関が採択した危険物の運送に関する規程に定める技術基準に適合している蓄電池。（電気用品安全法の適用を受けない蓄電池に限る。）

イ　指定数量未満の危険物を取り扱う自家発電設備の付近に電解液量の総量が指定数量未満のリチウムイオン蓄電池を設置する場合の取扱いについて

（ア）　リチウムイオン蓄電池は、出入口以外の開口部を有しない厚さ 1.6㎜ 以上の鋼板又はこれと同等以上の性能を有する材料（以下、本号において「1.6㎜ 鋼板同等材料」という。）で造られた箱（以下、本号において「箱」という。）に収納すること。

（イ）　箱の出入口は、1.6㎜ 鋼板同等材料で造られたものであること。

（ウ）　箱には標識及び掲示板の設置に加え、リチウムイオン蓄電池を収納している旨を表示すること。

上記(ア)から(ウ)に適合する場合、自家発電設備とリチウムイオン蓄電池の指定数量の倍数は合算せず、それぞれを指定数量未満の危険物を取り扱う場所として扱う。箱を複数設置する場合は、全ての箱の電解液量を合算し、当該液量を指定数量未満とする必要がある。

自家発電設備と箱、箱同士の離隔距離は不要である。

箱には出入口以外の開口部は原則認められないが、機能上開口部を設ける必要がある場合は、次の措置を全て講じる場合、必要最小限の開口部に限り設けることができるものとする。

①　箱内部及び外部からの延焼を確実に防止するものであること。

②　開口部には、外部からの可燃性蒸気の流入を確実に防止することができる防火措置が講じられていること。

ウ　電解液の総量が指定数量未満のリチウムイオン蓄電池を箱に収納して貯蔵する場合の取扱いについて

イ(ア)から(ウ)に適合する箱に電解液量の総量が指定数量未満のリチウムイオン蓄電池を収納し、当該箱を複数置く場合にあっては、箱ごとの指定数量の倍数を合算せず、それぞれを指定数量未満の危険物を貯蔵する場所として扱うものであること。箱ごとの離隔距離は不要である。

4　適用条文について

指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合に適用する条文は、次のとおりである。

①　指定数量未満の危険物の貯蔵、取扱基準：第２９条関係

②　少量危険物の貯蔵、取扱基準：第３０条～第３０条の９関係

③　炉、ボイラー等火気使用設備の基準等：第２条、第３条関係等

⑴　少量危険物取扱所であり、かつ、火気使用設備がある場合

①＋②＋③　を適用する。

⑵　少量危険物取扱所であるが、火気使用設備がない場合

①＋②　を適用する。

⑶　微量危険物の貯蔵、取扱場所であり、かつ、火気使用設備がある場合

①＋③＋第２条第４項において準用される②を適用する。

⑷　微量危険物の貯蔵、取扱場所であるが、火気使用設備がない場合

①　のみを適用する。

5　容量が指定数量の５分の１未満であるタンク（以下「微量危険物タンク」という。）の取扱いについて

⑴　ボイラー等燃料消費の少量危険物取扱所であり、サービスタンク等が微量危険物タンクである場合、当該タンクは危険物の貯蔵量からみると第３０条の４（屋内、屋外の少量危険物タンクの基準）の基準は適用されないが、危険物の通過量、すなわち取扱量が少量危険物となるため、第３０条の４の基準が適用されることになる。（図１２参照）

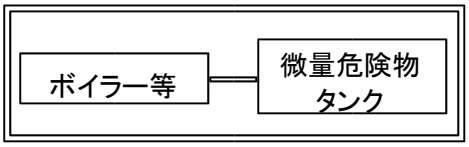

図１２

次に、ボイラー等とサービスタンク等の微量危険物タンクがそれぞれ複数設置されている少量危険物取扱所で、微量危険物タンクの取扱量が少量危険物にならない場合にあっては、ボイラー等の基準から当該タンクはボイラー等の附属設備として認められるため、第２条の液体燃料タンクの基準を適用する。（結果的に当該タンクは、少量危険物タンクと同等の基準となる。）（図１３参照）

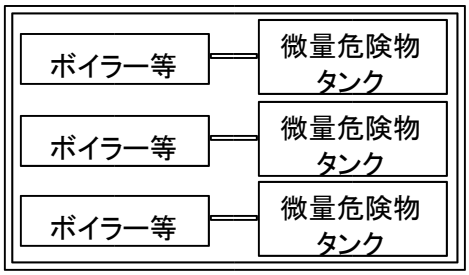

図１３

⑵　例１、例２の微量危険物タンクの構造等については、次のように指導すること。

ア　タンク板厚は、第２条第１５号の液体燃料タンクの板厚とすること。

イ　さび止めをすること。

ウ　注入口の位置は、火災予防上安全な場所とすること。

エ　通気管は、引火点が４０℃未満の危険物（引火点以上の温度に加温されている危険物を含む。以下同じ。）について、設けること。

なお、引火点が４０℃以上の危険物については、通気口を設けること。

オ　液面計を設けること。

引火点が７０℃以上の危険物については、金属管で保護したガラス管を設けることで差し支えないこと。

カ　微量危険物タンクのうち地下タンクにあっては、防食措置、危険物の漏れを検知する設備の設置等の少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う地下タンクの基準に準じること。

キ　微量危険物タンクのうち移動タンクにあっては、タンクの固定、安全装置の設置等少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンクの基準に準じること。

ク　その他貯蔵し、取り扱う危険物に応じ、必要と認められる措置を講じること。

（例１）サービスタンク等の微量危険物タンクで、取扱量が少量危険物にならない場合において、当該タンクとボイラー等が６ｍ以上離れているか、又は区画された室に設置してあるときは、当該タンクは、ボイラー等の付属設備でなく、単独の微量危険物タンクとして第２９条のみの適用となる（タンク構造等の基準がない。）。（図１４、図１５参照）

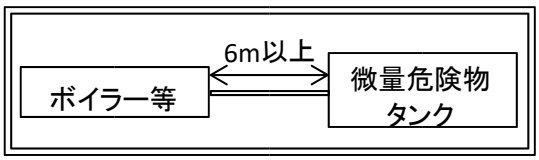

図１４

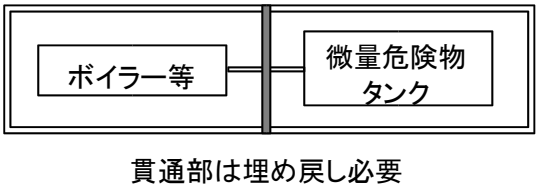

図１５

（例２）調合、詰替え等の少量危険物取扱所において、複数の微量危険物タンクが設置してある場合、単独の微量危険物タンクとして第２９条のみの適用となる。（タンク構造等の基準がない。）（図１６参照）

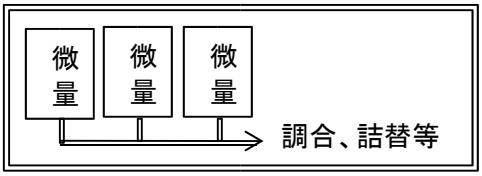

図１６

(3)　微量危険物タンクが複数設置してある少量危険物取扱所（少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンク）にあっては、(2)キによること。（図１７参照）

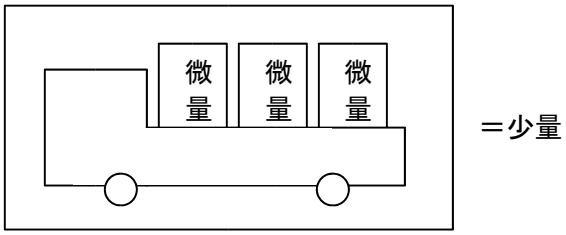

図１７